

令和4年度第11回清須市農業委員会議事録

召集年月日 令和5年2月24日（金） 午後2時

召集場所 清須市役所南館3階 第3会議室

開 会 令和5年2月24日（金） 午後2時

出席委員 14名

1番 伊藤 正敏 2番 酒井 温司 3番 丹羽 保宏 4番 山田 富士雄

5番 中野 浩光 6番 加藤 勲 7番 日下部錠一 8番 岩田 房喜

9番 鈴木 正 10番 後藤 章 11番 後藤 章正 12番 水野 格廉

13番 山内 盛雄 14番 樋口 博

農地利用最適化推進委員 3名

小崎 豊 渡邊 博史 堀田 啓

欠席委員 0名

農地利用最適化推進委員 0名

本会議に職務のために出席した者の氏名

事務局長 梶浦 庄治

主 事 石塚 正己

主 事 平塚 康介

主 事 宮崎 雄司

議事日程

1 提出案件

(1) 議決案件について

【議案第31号】 農地法第3条の規定に係る許可申請 …… 1件

【議案第32号】 農地法第5条の規定に係る許可申請 …… 1件

【議案第33号】 相続税の納税猶予に関する適格者証明書 …… 2件

(2) 報告案件について

【報告第22号】 農地法第4条第1項第8号の規定による届出 …… 2件

【報告第23号】 農地法第5条第1項第7号の規定による届出 …… 13件

【報告第24号】 農地法第18条第1項の規定による通知 …… 1件

2 その他

会 長 皆さん、こんにちは。

2月に入り、除々にですが、季節は春に向かって進んでいます。

しかし、まだまだ寒い日もありますので、委員の皆さんにおかれましては体調管理に十分注意してください。

では、只今から、令和4年度第11回清須市農業委員会を開催いたします。本日は 出席者は14名で定足数に達していることをご報告いたします。また、農地利用最適化推進委員は3名全員の出席をいただいております。

次に、本日の議事録署名者を指名させていただきます。本日は9番鈴木 正（すずき ただし）委員と10番後藤 章（ごとう あきら）委員にお願いしたいと思います。

ご異議ございませんか。

（異議なしの声を確認の上）

ありがとうございます。

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりです。

それでは、【議案第31号】 農地法第3条の規定に係る許可申請1件を議題といたします。

事務局に説明を求めます。

事務局 議案書1ページ、番号R4-9をご覧ください。

申請地は、2筆あり、_____番は、登記・現況共に田で面積は_____㎡です。

_____番は、登記・現況共に田で面積は_____㎡です。

以上合計2筆で、合計面積は_____㎡です。

渡人及び、受人は議案書のとおりです。

渡人は、高齢により耕作が困難になってきたため、また、農地が住所地から離れており、本業も忙しいことから農地を譲り渡したいと考えております。今回の申請は、その後継ぎである受人に所有権移転するものです。

受人は、耕運機を1台所有しており、従事日数は世帯で280日、経営面積は田と畑をあわせて_____㎡、申請地への通作距離は約13.5km、通作時間は自動車です。

その他申請書の内容から不許可の要件である7項目のいずれも該当しないと判断されます。以上で説明を終わります。

会 長 事務局の説明が終わりました。

この案件の地元は丹羽委員になりますが、

丹 羽 委 員 問題ありません。

会 長 他にご意見などありませんか。

なければ、この案件について、当農業委員会として「許可相当」として、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。では、この案件について、「許可相当」として、回答することといたします。

続きまして、【議案第32号】 農地法第5条の規定に係る許可申請1件を議題といたします。

事務局に説明を求めます。

事 務 局 議案第32号 R4-25をご覧ください。

申請地は、15筆あるため各筆ごとの読み上げは省略させていただきます。登記・現況ともにすべて田で、合計面積が_____㎡です。

受人及び渡人は議案書のとおりです。転用目的は資材置場と駐車場です。

申請者は、_____に本社を置き、建築、土木、とび、舗装工事業等を行っている法人です。

申請者は、仮設足場工事や仮設ゴンドラ、吊り足場などの工事現場を受注することができ、高層マンションや、高層ビルをはじめ、橋梁補修など幅広いの現場に対応することができるため、近年では受注も堅調で業績が順調に伸びており、資材の拡充が必要となってきました。

そのため、現在利用している本社敷地内及び本社付近に賃借している敷地ではスペースが足りず、新たに敷地を拡充する必要がありました。

近隣の市街化区域を中心に土地を探していましたが、工場や会社等が密集しており希望に沿う土地が見当たりませんでした。

用地の確保の見通しが立たず困惑していたところ、本申請地の一部の所有者より、土地を賃借させていただけるという話があり、立地も本社から近く規模も申し分ないため、本申請に至りました。

申請地は、駅、インターチェンジ及び市役所及びこれらに類する施設の概ね300m以内の区域にある農地であるため、農地の区分の該当事項のエー(ア)－a－(b)に該当するため、第3種農地と判断でき、許可できる案件になります。また、一般基準についても特段の問題はございません。以上で説明を終わります。

会 長 事務局の説明が終わりました。

この案件の地元は樋口委員になりますが、

樋口委員 問題ありません。

会長 他にご意見などありませんか。

なければ、この案件について、当農業委員会として「許可相当」として、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。では、この案件について、「許可相当」として、回答することといたします。

続きまして、追加議案である【議案第33号】農用地利用集積計画2件を議題とします。

事務局に説明を求めます。

事務局 追加の議案について説明します。

お手元の農用地利用集積計画についてですが、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農業委員会の議を経て、農用地利用集積計画を定めなければならないとなっているため、審議をお願いするものです。

1 ページ目をご覧ください。こちらは、JA西春日井が地権者の_____さんと_____さんの使用貸借について権利利用調整を行ったもので、この集積計画を公告することにより権利が発生します。利用権設定をする土地は_____番、_____番で面積が_____㎡です。設定する権利は使用貸借権で期間は5年間となっております。

2 ページ目をご覧ください。こちらも、JA西春日井が地権者の_____さんと_____さんの使用貸借について権利利用調整を行ったもので、この集積計画を公告することにより権利が発生します。利用権設定をする土地は_____番で面積が_____㎡です。設定する権利は使用貸借権で期間は5年間となっております。

受け手である_____さんは、田と畑を合計で_____㎡所有しており、耕運機を1台所有しております。

事務局において、現地確認を行い問題ないことを確認しております。

以上で説明を終わります。

会長 事務局の説明が終わりましたが、意見などありませんか。

なければ、この案件について、議案書のとおりとして、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。では、この案件について、議案書のとおり決定することといたします。

続きまして【報告第22号】及び【報告第23号】、【報告第24号】を事務局より読み上げますので、地区の担当委員さんは、何かありましたらお願いします。

事務局に説明を求めます。

事務局 それでは【報告第22号】農地法第4条第1項第8号の届出について説明いたします。

番号29 _____番で登記・現況共に畑です。

こちら小崎推進委員の案件となります。

小崎推進委員 問題ありません。

事務局 ありがとうございます。

続きまして番号30 _____番で登記田・現況畑です。

こちら伊藤委員の案件になります。

伊藤委員 問題ありません。

ありがとうございます。

事務局 続きまして【報告第23号】農地法第5条第1項第7号の規定による届出について説明いたします。

番号84、_____番で登記・現況共に田です。

こちら中野委員お願いします。

中野委員 問題ありません。

事務局 ありがとうございます。

続きまして番号85 _____番、_____番で2筆共に登記現況畑です。

こちら後藤章正委員の案件になります。

後藤章正委員 問題ありません。

事務局 ありがとうございます。

続きまして番号86 _____番で登記田・現況畑です。

こちら伊藤委員の案件になります。

伊藤委員 問題ありません。

事務局 ありがとうございます。

続きまして番号87 _____番で登記田・現況畑です。

こちら伊藤委員の案件になります。

伊藤委員 問題ありません。

事務局 ありがとうございます。

続きまして番号８８ _____番で登記畑・現況畑です。
こちら山田委員の案件になります。

山 田 委 員 問題ありません。

事 務 局 ありがとうございます。
続きまして番号８９ _____番で登記田・現況宅地です。
こちら堀田推進委員の案件になります。

堀 田 推 進 委 員 問題ありません。

事 務 局 ありがとうございます。
続きまして番号９０ _____番で登記・現況畑です。
こちら中野委員の案件になります。

中 野 委 員 問題ありません。

事 務 局 ありがとうございます。
続きまして番号９１ _____番で登記・現況畑です。
こちら伊藤委員の案件になります。

伊 藤 委 員 問題ありません。

事 務 局 ありがとうございます。
続きまして番号９２ _____番で登記・現況畑です。
こちら伊藤委員の案件になります。

伊 藤 委 員 問題ありません。

事 務 局 ありがとうございます。
続きまして番号９３ _____番で登記・現況畑です。
こちら伊藤委員の案件になります。

伊 藤 委 員 問題ありません。

事 務 局 ありがとうございます。
続きまして番号９４ _____番で登記・現況畑です。
こちら鈴木委員の案件になります。

鈴 木 委 員 問題ありません。

事 務 局 ありがとうございます。
続きまして番号９５ _____番で登記田・現況畑です。
こちら伊藤委員の案件になります。

伊 藤 委 員 問題ありません。

事 務 局 ありがとうございます。

続きまして番号96 _____番で登記・現況田です。

こちら丹羽委員の案件になります。

丹 羽 委 員 問題ありません。

事 務 局 続きまして【報告第24号】農地法第18条第1項の規定による通知について説明します。

利用権設定がされていた _____番について、合意解約されたので、農地法第18条の規定による通知されたものです。

以上で説明を終わります。

会 長 事務局の説明が終わりました。

以上のことについて質問などありますか。

(質問等特になし)

それではその他に移ります。事務局何かありますか。

事 務 局 特にございませぬ。

会 長 事務局の説明が終わりました。

以上のことについて、質問はありますか。

それでは、次回の開催について確認します。

令和5年3月24日、金曜日、午後2時から、清須市役所南館3階大会議室にて開催予定ですのでよろしくお願いいたします。

以上で令和4年度第11回農業委員会を閉会します。

ご苦労様でした。

備考 個人情報に当たるとの考えから、議事録中の具体的な住所の番地は「番地」、農地の地番は「番」との表記で省略して記載しています。